

作成日 2020/04/22
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	ラッカーうすめ液
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
整理番号	M200422

2. 危険有害性の要約 GHS分類

物理化学的危険性 健康有害性	引火性液体 区分2 急性毒性(経口) 区分外 急性毒性(経皮) 区分外 急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分1 生殖毒性 区分1A 生殖毒性・授乳影響 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(視覚器 全身毒性 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(視覚器 腎臓 中枢神経系)
環境有害性	水生環境有害性(急性) 区分2 水生環境有害性(長期間) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語
危険有害性情報

危険
H225 引火性の高い液体及び蒸気
H315 皮膚刺激
H318 重篤な眼の損傷
H332 吸入すると有害
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ
H370 視覚器、全身毒性、中枢神経系の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による視覚器、腎臓、中枢神経系の障害
H401 水生生物に毒性
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き
安全対策

使用前に取扱説明書入手すること。(P201)
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)

	容器を密閉しておくこと。(P233) 容器を接地すること。アースをとること。(P240) 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。(P241) 火花を発生させない工具を使用すること。(P242) 静電気放電に対する予防措置を講ずること。(P243) 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260) 妊娠中、授乳中は接触を避けること。(P263) 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264) この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271) 環境への放出を避けること。(P273) 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
応急措置	皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。(P302+P352) 皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353) 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338) ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313) 直ちに医師に連絡すること。(P310) 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314) 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313) 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364) 火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
保管	容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233) 換気の良い冷所で保管すること。(P403+P235)
廃棄	施錠して保管すること。(P405) 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
トルエン	50.0~60.0%	C7H8	(3)-2,(3)-60	既存	108-88-3
メタノール	20.0~30.0%	CH3OH	(2)-201	既存	67-56-1
イソブチルアルコール	5.0~10.0%	C4H10O	(2)-3049	既存	78-83-1
酢酸イソブチル	10.0~15.0%	C6H12O2	(2)-731	既存	110-19-0

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

4. 応急措置	
吸入した場合	蒸気・ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時には、医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合	蒸気・ガス等を大量に吸い込んだ場合は、直ちに空気の清浄な場所に移し暖かく安静にする。呼吸が不規則または、止まっている場合は人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手多量の水と石鹼で十分に洗い流す。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。付着物を直ちに除去する。汚染された衣類を取り除くこと。
眼に入った場合	直ちに清浄な水で十分に洗う、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す、瞼の裏まで十分に洗うこと。医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受ける。嘔吐物は飲み込ませないようにする。医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。
応急措置をする者の保護	適切な保護具(保護眼鏡、保護マスク、手袋等)を着用すること。換気を行う。
5. 火災時の措置	
消火剤	泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス
使ってはならない消火剤	水(棒状放水、高圧水)
特有の危険有害性	危険でなければ火災区域から容器や可燃性の物を移動する。指定された消火剤を使用する。高温に晒されている容器は水をかけて冷却する。安全に対処できるならば着火源を除去すること。消火活動は風上より行う。
消火を行う者の保護	適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。
6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、保護眼鏡等)使用する。全ての着火源、付近の可燃物を取り除く。直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。漏えい区域を、関係者以外立入り禁止とし二次災害を防止する。着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。密閉された場所に立入る前に換気し、低地から離れる。
環境に対する注意事項	河川への排出等により、環境への影響を起こさない様に注意する。
回収・中和	漏洩物は密閉できる容器に回収し安全な場所に移す。乾燥砂、土、他の可燃性の物に吸着させ回収する。大量の流出は盛り土で囲って流出を防止する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	付着物、廃棄物などは関係法規に基づいて処置すること。

二次災害の防止策

衝撃、静電気に備えて火災が発生しない様な材質の用具を用いて回収する。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意
取扱い

<p>技術的対策</p> <p>局所排気・全体換気</p> <p>安全取扱注意事項</p>	<p>『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。</p> <p>『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。</p> <p>裸火や高温のものから遠ざけること。-禁煙。 工具は火花防止型の物を使用する。作業中は帯電防止型の作業物、靴を使用する。 換気の良い場所で取り扱う。容器はその都度密閉する。 使用前に使用説明書を入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 皮膚、粘膜、着衣に触れたり眼に入らぬよう保護具を着用すること。 取扱い後は手・顔等はよく洗い休息所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 密閉された場所での作業は局所排気装置を付け保護目をつけて作業をする</p>
<p>接触回避 注意事項</p>	<p>『10. 安定性及び反応性』を参照。 静電気対策の装置等を設置し、電気機器類は防爆型を使用する。 有規則第2種有機溶剤を5%超を含有する物は、密閉設備か局所設備が義務化されている。</p>

保管

<p>技術的対策</p> <p>混触危険物質</p> <p>安全な保管条件</p>	<p>消防法の規制に従う。</p> <p>『10. 安定性及び反応性』を参照。 酸化剤から離して保管する。 火気及び熱源から離して保管すること。 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。 直射日光を避け、施錠して保管すること。</p>
---	---

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
イソブチルアルコール	50ppm	50ppm(150mg/m3)	TWA 50 ppm, STEL -
酢酸イソブチル	150ppm	未設定	TWA 50 ppm, STEL 150 ppm
トルエン	20ppm	50ppm(188mg/m3)(皮)	TWA 20 ppm, STEL -
メタノール	200ppm	200ppm(260mg/m3)(皮)	TWA 200 ppm, STEL 250 ppm (Skin)

設備対策

設備は防爆型を使用し、排気装置を設けて、蒸気が滞留しないようにする。
 輸送、くみ取り、攪拌機等の機器にアースを取る設備にする。
 取扱い場所付近に、高温、発火源となる物が置かれていない様な設備とすること。
 屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置等により暴露から避けられる設備にする。

保護具

呼吸器の保護具 有機ガス用防毒マスクを着用する。
 密閉された場所では送気マスクを着用する。
 その有害性物質に対して適切な保護マスクを着用する。

手の保護具 有機溶剤または化学薬品が浸透しない材料の手袋を着用する。

**眼の保護具
 皮膚及び身体の保護具** 適切な眼の保護具を着用すること。
 皮膚を直接晒させないような衣類を用いること。また、化学品が浸透しない材質であることが望ましい。

衛生対策 取扱い後はよく手を洗うこと。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的状態	液体
	形状	液体
	色	無色透明
臭い		溶剤臭
臭いのしきい(閾)値		データなし
pH		データなし
融点・凝固点		データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲		76~177℃
引火点		9.5℃
蒸発速度		データなし
燃焼性(固体、気体)		データなし
燃焼又は爆発範囲	下限	1.7vol%
	上限	11.4vol%
蒸気圧		9.5kPa
蒸気密度		データなし
比重(密度)		0.846±0.02
溶解度		非水溶性
n-オクタノール／水分分配係数		データなし
自然発火温度		516℃
分解温度		データなし
粘度(粘性率)		データなし
動粘性率		データなし

10. 安定性及び反応性

反応性 情報なし

化学的安定性 保管の項目記載の保管条件で安定。

危険有害反応可能性 有機物の為、酸化性物質と接触すると発火、爆発の危険あり。
 一酸化炭素などの有害ガスが発生する。
 強酸。強アルカリと反応する。

避けるべき条件 高温、衝撃、振動を避ける。

混触危険物質 強酸、強酸化剤、塩基、アミン、ハロゲン類

危険有害な分解生成物 加熱分解により一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。

11. 有害性情報

急性毒性	経口	急性毒性推定値が3385.4985845mg/kgのため区分5に該当。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分外に変更。
	経皮吸入	急性毒性推定値が30750mg/kgのため区分外に該当(気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) 急性毒性推定値が4416.5850839ppmのため区分4に該当。 (粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が12.5mg/l超のため区分外に該当。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。 区分2の成分合計が68%のため、区分2に該当。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性 眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性		眼区分1の成分合計が8%のため、区分1に該当。
呼吸器感作性又は皮膚感作性		(呼吸器感作性) データ不足のため分類できない。 (皮膚感作性) 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。
生殖細胞変異原性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。
発がん性 生殖毒性		データ不足のため分類できない。 (生殖毒性) 区分1Aの成分が60%のため、区分1Aに該当。 (生殖毒性・授乳影響) 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分の成分が60%のため、授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分に該当。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		区分1(中枢神経系)の成分が60%のため、区分1(中枢神経系)に該当。 区分1(視覚器)の成分が20%のため、区分1(視覚器)に該当。 区分1(全身毒性)の成分が20%のため、区分1(全身毒性)に該当。 区分3(麻酔作用)の成分合計が100%のため、区分3(麻酔作用)に該当。 区分3(気道刺激性)の成分合計が80%のため、区分3(気道刺激性)に該当。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		区分1(腎臓)の成分が60%のため、区分1(腎臓)に該当。 区分1(中枢神経系)の成分が60%のため、区分1(中枢神経系)に該当。 区分1(視覚器)の成分が20%のため、区分1(視覚器)に該当。

吸引性呼吸器有害性

動粘性率が不明のため、分類できないに該当。

12. 環境影響情報

水生環境有害性(急性)

(毒性乗率 × 10 × 区分1)+区分2の成分合計が60%のため、区分2に該当。

水生環境有害性(長期間)

(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が60%のため、区分3に該当。

オゾン層への有害性

データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃液・容器等の廃棄物は許可を受けた処理業者に委託し処理をする。

廃材料・焼却灰等の一部は特定有害産業廃棄物及び関係する法律に準じて処理をする。

容器・機器装置等を洗浄した廃液は、地面、河川、排水溝へ流出させない様にする。

汚染容器及び包装

使用済空容器は内容物を除去し、許可を受けた専門業者に処理委託をする。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

IMOの規定に従う。

UN No.

1263

Proper Shipping Name

塗料

Class

3

Packing Group

III

Marine Pollutant

Not applicable

Transport in bulk according to MARPOL

Not applicable

73/78,Annex II ,and the IBC code.

航空規制情報

ICAO/IATAの規定に従う。

UN No.

1263

Proper Shipping Name

塗料

Class

3

Packing Group

III

国内規制

陸上規制

消防法の規定に従う。

海上規制情報

船舶安全法の規定に従う。

国連番号

1263

品名

塗料

クラス

3

容器等級

III

海洋汚染物質

非該当

MARPOL 73/78 附

非該当

属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質

航空規制情報

航空法の規定に従う。

国連番号

1263

品名

塗料

クラス

3

等級

III

緊急時応急措置指針番号

128

15. 適用法令

<p>化審法 労働安全衛生法</p>	<p>優先評価化学物質(法第2条第5項) 変異原性が認められた届出物質(法第57条の4、労働基準局長通達) 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)</p> <p>ブタノール(政令番号:477)(1%-10%) 酢酸ブチル(政令番号:181)(10%-20%) トルエン(政令番号:407)(50%-60%) メタノール(政令番号:560)(10%-20%)</p>
<p>水質汚濁防止法 麻薬及び向精神薬取締法</p>	<p>指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) 麻薬向精神薬原料(法別表第4(9)、指定令第4条)</p>
<p>消防法 悪臭防止法 大気汚染防止法</p>	<p>第4類 引火性液体 第一石油類(非水溶性) 特定悪臭物質(施行令第1条) 特定物質(法第17条第1項、政令第10条) 有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物 法第2条第4項(有機溶剤中毒予防規則中の該当物質) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)</p>
<p>海洋汚染防止法</p>	<p>危険物(施行令別表第1の4) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(X類同等の物質)(環境省告示第148号第1号)</p>
<p>外国為替及び外国貿易法</p>	<p>輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」 輸出貿易管理令別表第1の16の項 輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認)</p>
<p>船舶安全法 航空法</p>	<p>引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1) 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)</p>
<p>港則法</p>	<p>その他の危険物・引火性液体類(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)</p>
<p>道路法</p>	<p>車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)</p>
<p>特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)</p>	<p>特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)</p>
<p>化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)</p>	<p>第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)</p>
<p>労働基準法</p>	<p>トルエン(政令番号:300)(60%) 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)</p>

16. その他の情報

参考文献

製造元メーカー提供資料
NITE GHS分類結果一覧
JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法
JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報
の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

その他

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス
日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム
「ezSDS」により作成。
危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、
取扱いには十分注意して下さい。